

令和8年度うきは市簡易水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和8年度うきは市簡易水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
コンビニエンスストア収納業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	基本料月額5,000円と1件あたり75円により算出した額 に消費税及び地方消費税を加算した総額

令和8年6月12日提出

うきは市長

権 藤 英 樹